

第6期笠松町障がい福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第2期笠松町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

計画策定について

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づき、福祉サービス基盤整備に係る成果目標の設定と各種サービス量の体制を確保するための量を定めました。

計画内容について



主な内容（一部）

- 地域における生活の維持、継続の推進（地域生活支援拠点等の整備）
地域生活支援拠点等を身近な圏域内に1つ以上整備など
- 障がい福祉サービスの質、量の確保（障がい福祉サービスの提供）
利用のニーズに応じた障がい福祉サービス等の確保など
- 地域生活支援事業の質、量の確保（利用する人の状況に応じた事業の実施）
成年後見制度の実施及び相談支援事業などの充実

何かお困りごとはありませんか。

どんなことでも構いません。お気軽にご相談ください。

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 笠松町役場 福祉子ども課

電話番号：058-388-1116

FAX 番号：058-387-5816

eメール：fukushikodomo@town.kasamatsu.lg.jp



笠松町障がい者総合支援プラン

【概要版】



基本理念

すべての人が自分の可能性を発揮できる
地域共生社会を目指して

地域共生社会の実現のため、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体化し、令和3年度を初年度とした「笠松町障がい者総合支援プラン」を策定しました。

計画の期間

障がい者計画	令和3年度から令和8年度までの6年間
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	令和3年度から令和5年度までの3年間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次笠松町障がい者計画					
第6期笠松町障がい福祉計画 第2期笠松町障がい児福祉計画			第7期笠松町障がい福祉計画 第3期笠松町障がい児福祉計画		

第3次笠松町障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

障がい者計画では、基本理念のもと、3つの施策目標と15の施策の方向性を決めました。

その中には、現在問題となっている「親なき後問題」「伴走型支援」「保健・医療・福祉・保育・教育の切れ目ない支援」「防災対策」などに取り組んでいきます。

施策目標1

地域全体での福祉の増進

福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実
地域活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりの推進



- (1) 人権教育、人権啓発の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 福祉のまちづくりの総合的推進
- (4) 福祉人材・ボランティアの養成と確保
- (5) 情報収集、情報提供の充実
- (6) 防災、防犯対策の推進



基本理念

すべての人が自分の可能性を發揮できる
地域共生社会を目指して



施策目標2

社会参加できる支援の実現

就労支援や一般就労に向けた支援の推進
雇用促進や就労支援に向けた取組の推進



- (7) 療育、教育体制の充実
- (8) 雇用、就労の支援
- (9) 経済的自立の支援
- (10) 自立を支える活動の場の充実

施策目標3

日常生活を支える福祉、保健及び医療の充実

きめ細かな相談支援体制の構築、福祉サービスの量的・質的な充実、福祉的支援体制の構築
保健・医療サービス、リハビリテーション等の提供体制の充実



- (11) 生活支援サービスの充実
- (12) 生活支援体制の整備 (地域生活支援拠点等)
- (13) コミュニケーション等サービスの充実
- (14) 保健、医療、リハビリテーションサービスの充実
- (15) 相談支援体制の充実 (切れ目のない支援体制)

